

職長・安全衛生責任者教育の実施について

労働安全衛生法第60条に規定する職長・安全衛生教育を、下記のとおり開催いたします。

現場監督者は、職場の中核としての職務の遂行にあたり、安全衛生を確保するための極めてパイプ役としての役割を重要な位置にあり、更に企業組織の中で管理者層と作業者の果たす立場にあります。

また、建設業における労働災害防止のため、関係請負人により選任される安全衛生責任者の役割が重要となっております。

これら現場の管理監督者としての職長教育及び元方事業者と関係請負人との連絡調整役としての安全衛生責任者教育を一体的に行ないますので該当される方は、受講いただきますようご案内いたします。

なお、必要に応じて「職長教育のみ」又は既に当協会での職長教育受講者は、受講時期（平成18年3月31日以前又は平成18年4月1日以降）によって「危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関する教育（以下「リスクアセスメント教育」という。）」・「安全衛生責任者教育」を選択受講することができますので、カリキュラム一覧表でご確認いただき受講申込書にご記入下さい。

記

1. 開催日時 令和 6年9月18日(水)及び19日(木) 8時30分から

2. 開催場所 〒743-0022 光市虹ヶ浜3丁目9-16 ホテル松原屋

3. 受講料

区分	受講時間	受講料 (10%税込)	テキスト (10%税込)
A	全科目受講 (14時間)	会 員 (16,500円) 非会員 (18,700円)	職長安全衛生テキスト (880円) 安全衛生責任者実務必携 (770円)
B	職長教育のみ受講 (12時間)	会 員 (13,200円) 非会員 (15,400円)	職長安全衛生テキスト (880円)
C	リスクアセスメント教育及び安全衛生責任者教育のみ受講 (6時間) 「平成18年3月31日以前の職長教育受講者」	会 員 (8,800円) 非会員 (11,000円)	職長安全衛生テキスト (880円) 安全衛生責任者実務必携 (770円)
D	安全衛生責任者教育のみ受講 (2時間) 「平成18年4月1日以降の職長教育受講者」	会 員 (5,500円) 非会員 (7,700円)	安全衛生責任者実務必携 (770円)

※受講区分C・Dの方は、当協会発行の職長教育修了証(免除証明)に限ります。ご了承の程、宜しくお願い致します。

4. 受講定員 40名

5. 申込期限 定員になり次第締め切らせていただきますのでご了承ください。

6. 申込方法 電話でまず、ご予約をお願い致します。(受付時間8:30-12:00 13:00-17:00)

【窓口での申込】別紙申込書(受講票)に所要事項を明確に記入し、受講料及びテキスト代を添えて下松支部までお申し込みください。

【郵送での申込】別紙申込書(受講票)に所要事項を明確に記入し、返信用封筒を同封の上下松支部へ郵送して下さい。(宛名記入・切手貼付の封筒)※3名以上は94円～

「受講票・日程表・請求書」を返送します。お支払いは、請求書に振込先を明記してあります。

* 受講を中止・欠席された場合は、既納の受講料は返金できません。

7. 申込先 〒743-0023 光市光ヶ丘4番6号

一般社団法人山口県労働基準協会下松支部(Tel:0833-44-9810)

8. その他

- 1) 受講者には、修了証を交付いたします。
- 2) 既に当基準協会で「職長教育修了証」を取得されている方で、今回「安全衛生責任者教育」を受講された方は、新たに「職長・安全衛生責任者教育修了証」を交付いたします。
- 3) 昼食は、各自でご準備ください。

9. 教育日程・時間割表

第1日目

区分	時間	教 科 目	研 修 内 容	法定時間
A B	8:30~10:30	作業方法の決定と労働者の配置に関すること	・作業手順の定め方 ・労働者の適正な配置の方法	2.0時間
A B	10:40~14:00	労働者に対する指導又は監督の方法に関すること 昼食時間(50分を含む)	・指導及び教育の方法 ・作業中における監督及び指示の方法	2.5時間
A B	14:10~15:40	異常時における措置に関すること	・異常時における措置に関すること ・災害発生時における措置	1.5時間
A B	15:50~17:50	現場監督者として行なうべき労働災害防止活動	・作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法 ・労働災害についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法	2.0時間

第2日目

区分	時間	教 科 目	研 修 内 容	法定時間
A B C	8:30~13:40	危険性又は有害性等の調査及び結果に基づき講ずる措置に関すること 昼食時間(50分を含む)	・危険性又は有害性等の調査の方法 ・危険性又は有害性等の結果に基づき講ずる措置 ・設備・作業等の具体的な改善	4.0時間
A C D	14:00~15:00	安全衛生責任者の職務等	・安全衛生責任者の役割 ・安全衛生責任者の心構え ・労働安全衛生関係法令等の関係条項	1.0時間
A C D	15:00~16:00	統括安全衛生管理の進め方	・安全施工サイクル ・安全行程打合わせの進め方	1.0時間